

新潟県条例第44号

新潟県国土交通省所管公共用財産管理条例の一部を改正する条例

新潟県国土交通省所管公共用財産管理条例（平成12年新潟県条例第39号）の一部を次の表のように改正する。

（下線及び太枠部分は改正部分）

改 正 後			改 正 前			
別表第2（第14条関係） 生産物採取料基準			別表第2（第14条関係） 生産物採取料基準			
	種類	単位	種類	単位	採取料	
石	長径8センチメートル以上30センチメートル未満のもの	(略)	200円	長径8センチメートル以上30センチメートル未満のもの	(略)	175円
	長径30センチメートル以上45センチメートル未満のもの	(略)	75円	長径30センチメートル以上45センチメートル未満のもの	(略)	65円
	長径45センチメートル以上60センチメートル未満のもの	(略)	150円	長径45センチメートル以上60センチメートル未満のもの	(略)	130円
	長径60センチメートル以上90センチメートル未満のもの	(略)	4,500円	長径60センチメートル以上90センチメートル未満のもの	(略)	3,940円
	長径90センチメートル以上120センチメートル未満のもの	(略)	9,015円	長径90センチメートル以上120センチメートル未満のもの	(略)	7,895円
	長径120センチメートル以上のもの	(略)	<u>9,015円</u> に長径が120センチメートルを超える15センチメートルまでごとに <u>901円</u> を加算した額	長径120センチメートル以上のもの	(略)	<u>7,895円</u> に長径が120センチメートルを超える15センチメートルまでごとに <u>789円</u> を加算した額
	砂利	(略)	220円	砂利	(略)	195円
	かき込み砂利	(略)	200円	かき込み砂利	(略)	175円
	土砂	(略)	170円	土砂	(略)	150円
	(略)			(略)		
備考 (略)			備考 (略)			

附 則

（施行期日）

- この条例は、令和8年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 改正後の別表第2の規定は、この条例の施行の日以後に徴収すべき採取料について適用し、同日前に徴収すべき採取料については、なお従前の例による。